



★8月は「差別をなくす運動月間」です★

「部落差別の解消の推進に関する法律」の内容は？

昨年度の3月号に第二条を紹介しました。第三条はどのようになっているのでしょうか。

くにおよ ちほうこうきょうだんたい せきむ
(国及び地方公共団体の責務)

だيسانじょう くに ぜんじょう きほんりねん ぶらくさべつ かいしやう かん
第三条 国は前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する
しやく こう ちほうこうきょうだんたい こう ぶらくさべつ かいしやう かん
施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する
しやく すいしん ひつやう じやうほう ていきやう しどうおよびじよげん おこな せきむ ゆう
施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有
する。

ちほうこうきょうだんたい ぜんじょう きほんりねん ぶらくさべつ かいしやう
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に
かん くに てきせつ やくわりぶんたん ふ くにおよ た ちほうこうきょうだんたい
関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との
れんけい はか ちいき じつじやう しやく こう つと
連携を図りつつ、その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるもの
とする。

国と地方公共団体が責務として、部落差別解消に向けてそれぞれの適切な役割分担と連携を図っていかなければならないことを掲げています。

隣保館ふれあい広場～リバティフェスタ～について

毎年行われている隣保館ふれあい広場（リバティフェスタ）は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、今年度は中止します。

開催を楽しみにされていた方々には誠に申し訳ありませんが、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

夏休みイベント

隣保館 de 人権について考えてみませんか？

8月22日(土)9:00～11:00 場所:2階集会室

・詳しい内容は市報でお知らせしています。質問などございましたら、お気軽にお電話ください！



8月の休日開館

☆隣保館休日サロン

8月9日(日) 10:00~12:00

- ・ハローワークの求人情報等の閲覧
- ・悩み事相談

※予約なしでも相談を受け付けています。些細な事でも大丈夫です！お気軽にお越しください。

☆ヒューライツ・シネマ

8月のヒューライツ・シネマは
お休みさせていただきます。



隣保館では貸館事業も行っています！！

利用等の詳しいお問い合わせは、宇佐市隣保館までご連絡ください。

♡フラダンス教室

8月9日(日曜日)

親子でフラダンス

一般

10:00~

11:00~

生徒
募集中

☆特設人権相談所の開催日☆

8月11日(火曜日)

開催時間

宇佐地区 13:30~16:00

安心院地区 9:00~12:00

院内地区 13:30~16:00

開催場所

宇佐市隣保館

安心院総合保健福祉センター

院内支所農林研修室

※ 人権擁護委員が、皆さんの悩みごとをお聞きします。
お気軽にお越しください。



8月の隣保館行事予定



3日(月)	エコクラフト教室 10:00~12:00	17日(月)	エコクラフト教室 10:00~12:00
4日(火)	ダンス教室 19:00~22:00	18日(火)	ダンス教室 19:00~22:00
9日(日)	休日サロン 10:00~12:00	22日(土)	夏休みイベント 9:00~11:00
11日(火)	書道教室 10:00~12:00	25日(火)	書道教室 10:00~12:00

緊急事態宣言が各地で解除されていますが、決して油断できる状況ではありません。

感染拡大防止の為、

(検温・席数の制限・定期的な換気の実施・アルコール消毒・マスク着用)

という対策を取りながら事業を再開しています。

みなさまにはご不便かけますが何卒ご協力、ご理解の程よろしくお願いたします。

また、事業再開後も感染状況や市の方針に基づき、活動を自粛する場合があります。

臨時閉館や、利用施設の制限等に関する情報は市のHPでお知らせいたします。